

千葉県報

定例
令和5年6月2日

主要目次

教育委員会告示	一
令和六年度県立高等学校第一学年生徒の募集及び入学者選抜の方法等	一
令和六年度県立中学校第一学年の生徒の募集及び入学者の決定の方法等	八
教育委員会教育長告示	一〇
地方自治法施行令に基づく収納事務の委託	一〇
公告	一〇
県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（三件）	一〇
家畜商講習会の開催	一一
特定調達公告	一一
入札公告	一一
落札者等の公告（三件）	一三

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第九号

県立高等学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号）第二十五条の規定により、令和六年度千葉県県立高等学校第一学年生徒の募集及び入学者選抜の方法等について、次のとおり定めた。

令和五年六月二日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

令和六年度千葉県県立高等学校第一学年生徒の募集及び入学者選抜の方法等
 第一 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、一般入学者選抜、海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜、連携型高等学校の特別入学者選抜、地域連携アクティブスクールの入学者選抜、秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜とする。

入学者選抜（秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜（一期入学者選抜を除く。）を除く。以下第一において同じ。）においては、本検査を令和六年二月二十日（火曜日）及び二十一日（水曜日）（海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜（一期入学者選抜に限る。）にあつては、同月二十日（火曜日））

に実施するとともに、感染症罹患等のやむを得ない理由により本検査を全部又は一部受検することができなかった者については、追検査を同年二月二十九日（木曜日）に実施する。

なお、入学者選抜においては、前記以外の期日に、入学許可候補者が募集定員に満たない場合等における第二次募集及び追加募集（定時制の課程の入学者選抜に限る。）を行うことがある。

また、前記以外の期日に、通信制の課程においては二期入学者選抜、三期入学者選抜及び四期（秋季入学）入学者選抜を、三部制の定時制の課程においては秋季入学者選抜を行う。

第二 一般入学者選抜

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査（面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちから各高等学校がいずれか一以上の検査を設定して実施する検査をいう。以下同じ。）の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、三部制の定時制の課程の一般入学者選抜枠は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数とする。

一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書等

2 提出期間及び受付時間

提出期間は令和六年二月六日（火曜日）から八日（木曜日）までとし、受付時間は同月六日（火曜日）及び七日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月八日（木曜日）にあつては午前九時から正午までとする。

3 提出先

志願する高等学校の校長

二 志願又は希望の変更

1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程、学科及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。

2 受付期間及び受付時間

受付期間は令和六年二月十四日（水曜日）及び十五日（木曜日）とし、受付時間は同月十四日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十五日（木曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。

三 入学願書等の提出期間等の特例

1 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の（一）又は

(二)に該当する者に対し特例を認める。
 (一) 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉県県立高等学校を新たに志願しようとする者
 (二) 志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間
 提出期間及び受付期間は令和六年二月十四日(水曜日)及び十五日(木曜日)とし、受付時間は同月十四日(水曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十五日(木曜日)にあつては午前九時から午後四時までとする。

四 検査の期日
 令和六年二月二十日(火曜日)及び二十一日(水曜日)

五 検査の内容
 1 第一日の検査の内容

教 科	時 間	配 点
国語・数学・英語	国語・数学は各五十分、英語は六十分	各教科百点

(二) 学校設定検査(定時制の課程の学力検査を実施する教科を国語・数学・英語の三教科と定めた高等学校に限り実施する。)

2 第二日の検査の内容

教 科	時 間	配 点
理科・社会	各教科五十分	各教科百点

(二) 学校設定検査(定時制の課程の学力検査を実施する教科を国語・数学・英語の三教科と定めた高等学校を除き実施する。ただし、当該高等学校が第一日に実施できない場合は、第二日に実施することができる。)

六 追検査

1 提出書類

追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等

2 提出期間及び受付時間

提出期間は令和六年二月二十六日(月曜日)及び二十七日(火曜日)とし、受付時間は同月二十六日(月曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月二十七日(火曜日)にあつては午前九時から正午までとする。

3 提出先

七 志願した高等学校の校長

七 選抜方法

1 中学校(義務教育学校を含む。第七を除き、以下同じ。)の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

2 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

3 理数に関する学科を志願する者については、学力検査の数学及び理科の得点を一・五倍し、又は二倍した値をそれぞれ数学及び理科の得点とみなすことができる。

4 国際関係に関する学科を志願する者については、学力検査の英語の得点を一・五倍し、又は二倍した値を英語の得点とみなすことができる。

5 三部制の定時制の課程の学力検査を実施する教科を五教科と定めた高等学校を志願する者については、学力検査の五教科のうち、志願者が出願時に申告した三教科の得点を一倍から三倍までの範囲内で当該高等学校において別に定める倍率を乗じた値をそれぞれの教科の得点とみなすものとする。

八 入学許可候補者の発表の日時及び場所

1 日時

令和六年三月四日(月曜日)午前九時

2 場所

志願した高等学校

九 第二次募集等

1 全日制の課程(地域連携アクティブスクールを除く。)及び定時制の課程(三部制の定時制の課程を除く。)にあつては入学許可候補者が募集定員に満たない場合、三部制の定時制の課程にあつては入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合、第二次募集を行う。

2 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

(一) 提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。

- (二) 提出期日及び受付時間
提出期日は令和六年三月七日（木曜日）とし、受付時間は午前九時から午後四時三十分までとする。
- (三) 提出先
志願する高等学校の校長
- 3 志願又は希望の変更
(一) 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程、学科及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。この場合において、志願又は希望の変更後の志願先となる高等学校は、「第二一般入学者選抜」の九、「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の九又は「第十 通信制の課程の入学者選抜」の二を行う高等学校とする。
(二) 受付期日及び受付時間
受付期日は令和六年三月八日（金曜日）とし、受付時間は午前九時から午後四時三十分までとする。
- 4 検査の期日
令和六年三月十二日（火曜日）
- 5 検査の内容
面接及び各高等学校において別に定める検査
- 6 選抜方法
中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び各高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び各高等学校において別に定める検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。
また、欠席が多い理由又は障害があることによっては生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。
- 7 入学許可候補者の発表の日時及び場所
(一) 日時
令和六年三月十四日（木曜日）午前九時
(二) 場所
志願した高等学校
- 8 定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）にあつては第二次募集を行つても入学許可候補者が募集定員に満たない場合、三部制の定時制の課程にあつては第二次募集を行つても入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九

- 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合、追加募集を行う。
追加募集の検査の期日は、令和六年三月二十六日（火曜日）又は二十七日（水曜日）とする。
- 9 三部制の定時制の課程において、追加募集を行つても入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合には、当該満たない人数を「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数に加える。
- 第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜
海外帰国生徒の受入校を指定し、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。
一 志願要件
1 外国における在任期間が帰国時から遡り継続して二年以上四年未満の者で、帰国後一年以内のもの
2 外国における在任期間が帰国時から遡り継続して四年以上の者で、帰国後二年以内のもの
二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先
1 提出書類
入学願書、調査書、海外在住状況説明書等
2 提出期間、受付時間及び提出先
「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。
- 三 志願又は希望の変更
1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程及び学科の変更をすることができる。
2 受付期間及び受付時間
「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。
- 四 入学願書等の提出期間等の特例
「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。
- 五 検査の期日
令和六年二月二十日（火曜日）
- 六 検査の内容
1 学力検査の内容
2 学校設定検査

教 科	時 間	配 点
国語・数学・英語	国語・数学は各五十分、英語は六十分	各教科百点

<p>八 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の七の1及び2に定めるところによる。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>十 海外帰国生徒の受入校等の指定</p> <p>受入校、課程及び学科については、別に定める。</p> <p>第四 外国人の特別入学者選抜</p> <p>外国人の受入校を指定し、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件</p> <p>保護者等とともに千葉県内に居住している又は居住予定のある外国籍の者等のうち、入国後の在日期間が三年以内のもの</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>1 提出書類</p> <p>入学願書、調査書、外国人特別措置適用申請書等</p> <p>2 提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の二に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日</p> <p>「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容</p> <p>面接及び作文(いずれも英語又は日本語による。)</p> <p>七 追検査</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法</p> <p>中学校の校長等から送付された調査書、外国人特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p>	<p>十 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>外国人の受入校等の指定</p> <p>受入校、課程及び学科については、別に定める。</p> <p>第五 中国等帰国生徒の特別入学者選抜</p> <p>「第二 一般入学者選抜」及び「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件</p> <p>保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内に居住している又は居住予定のある者のうち、帰国して三年以内のもの</p> <p>なお、中国等引揚者とは、昭和二十年九月二日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>1 提出書類</p> <p>入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等</p> <p>2 提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の二に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日</p> <p>「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容</p> <p>面接及び作文</p> <p>七 追検査</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法</p> <p>中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>第六 成人の特別入学者選抜</p>
---	--

<p>定時制の課程において、成人に対して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件 令和六年三月三十一日に満十八歳に達している者</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>1 提出書類 入学願書、成人の特別入学者選抜志願申請書等</p> <p>2 提出期間、受付時間及び提出先 「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更</p> <p>1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。</p> <p>2 受付期間及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>1 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。</p> <p>(一) 入学願書等の提出期間を経過した後、志願者本人等の転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者</p> <p>(二) 志願又は希望の変更の受付期間中に、志願者本人等の転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者</p> <p>2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間 「第二 一般入学者選抜」の三の2に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日 「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容 面接及び作文</p> <p>七 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法 成人の特別入学者選抜志願申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p>	<p>第七 連携型高等学校の特別入学者選抜</p> <p>連携型高等学校において、当該連携型高等学校と連携する中学校からの志願者に対して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件 連携する中学校の校長の承認を得た者</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>1 提出書類 入学願書、志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等</p> <p>2 提出期間、受付時間及び提出先 「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更</p> <p>1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類の変更をすることができる。</p> <p>2 受付期間及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例 「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日 「第二 一般入学者選抜」の四に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容 連携型高等学校において別に定める検査</p> <p>七 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法 連携する中学校の校長から送付された志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等の審査及び連携型高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、連携型高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜 地域連携アクティブスクールに指定された高等学校において、各高等学校が定めた</p>
---	--

<p>期待する生徒像に基づき、各高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。</p> <p>一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先 「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。</p> <p>二 志願の変更</p> <p>1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更をすることができる。</p> <p>2 受付期間及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。</p> <p>三 入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>1 入学願書等の提出期間及び志願の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。</p> <p>(一) 入学願書等の提出期間を経過した後、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者</p> <p>(二) 志願の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する高等学校へ志願の変更の受付期間並びにその受付時間</p> <p>2 入学願書等の提出期間及び志願の変更の受付期間並びにその受付時間 「第二 一般入学者選抜」の三の2に定めるところによる。</p> <p>四 検査の期日 「第二 一般入学者選抜」の四に定めるところによる。</p> <p>五 検査の内容 各高等学校において別に定める検査</p> <p>六 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>七 選抜方法 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び各高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、地域連携アクティブスクールの教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。 また、欠席が多い理由又は障害があることよって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。</p> <p>八 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>九 第二次募集</p>	<p>1 入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第二次募集を行う。</p> <p>2 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先 「第二 一般入学者選抜」の九の2に定めるところによる。</p> <p>3 志願の変更</p> <p>(一) 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更をすることができる。</p> <p>(二) 受付期日及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の九の3の(二)に定めるところによる。</p> <p>4 検査の期日 「第二 一般入学者選抜」の九の4に定めるところによる。</p> <p>5 検査の内容 各高等学校において別に定める検査</p> <p>6 選抜方法 「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の七に定めるところによる。</p> <p>7 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の九の7に定めるところによる。</p> <p>第九 秋季入学者選抜 三部制の定時制の課程の午前部、午後部及び夜間部において、それぞれの募集定員の一部について、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。 なお、秋季入学者選抜の募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の五パーセントとする。</p> <p>一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>1 提出書類 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。</p> <p>2 提出期間及び受付時間 提出期間は令和六年八月二十日（火曜日）及び二十一日（水曜日）とし、受付期間は同月二十日（火曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月二十一日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。</p> <p>3 提出先 志願する高等学校の校長</p> <p>二 検査の期日 令和六年八月二十三日（金曜日）</p> <p>三 検査の内容 学校設定検査</p> <p>四 選抜方法</p>
---	--

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び学校設定検査の結果を选拔の資料とし、三部制の定時制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

また、欠席が多い理由又は障害があることよって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

五 入学許可候補者の発表の日時及び場所

1 日時

令和六年八月二十七日（火曜日）午前九時

2 場所

志願した高等学校

第十 通信制の課程の入学者選抜

通信制の課程において、高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、一期から四期（秋季入学）までの募集人員については、それぞれ別に定める。

一 一期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。

2 志願の変更

(一) 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更をすることができる。

(二) 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の二に定めるところによる。

3 入学願書等の提出期間等の特例

入学願書等の提出期間及び志願の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。

(一) 入学願書等の提出期間を経過した後、保護者の転居等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず通信制の課程の一期入学者選抜を実施する千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者

(二) 志願の変更の受付期間中に、保護者の転居等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず通信制の課程の一期入学者選抜を実施する高等学校へ志願の変更をしようとする者

4 検査の期日

「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。

5 検査の内容

通信制の課程の高等学校において別に定める検査

6 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

7 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び高等学校において別に定める検査の結果を选拔の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

また、欠席が多い理由又は障害があることよって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

8 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

二 二期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

(一) 提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。

(二) 提出期日、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の九の2の(二)及び(三)に定めるところによる。

2 志願の変更

(一) 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の2の(一)に定めるところによる。

(二) 受付期日及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の九の3の(二)に定めるところによる。

3 検査の期日

「第二 一般入学者選抜」の九の4に定めるところによる。

4 検査の内容

通信制の課程の高等学校において別に定める検査

5 選抜方法

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。

6 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の九の7に定めるところによる。

三 三期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(一) 提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。

(二) 提出期間及び受付時間

提出期間は令和六年四月四日（木曜日）及び五日（金曜日）とし、受付時間は同月四日（木曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月五日（金

曜日)にあつては午前九時から午後四時までとする。

(三) 提出先

2 志願する高等学校の校長

3 検査の期日

令和六年四月十日(水曜日)

4 検査の内容

通信制の課程の高等学校において別に定める検査

5 選抜方法

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。

6 入学許可候補者の発表の日時及び場所

(一) 日時

令和六年四月十二日(金曜日) 午前九時

(二) 場所

志願した高等学校

四 四期(秋季入学) 入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(一) 提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。

(二) 提出期間及び受付時間

提出期間は令和六年九月二日(月曜日)及び三日(火曜日)とし、受付時間は

同月二日(月曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月三日(火

曜日)にあつては午前九時から午後四時までとする。

(三) 提出先

志願する高等学校の校長

2 検査の期日

令和六年九月六日(金曜日)

3 検査の内容

通信制の課程の高等学校において別に定める検査

4 選抜方法

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。

5 入学許可候補者の発表の日時及び場所

(一) 日時

令和六年九月十日(火曜日) 午前九時

(二) 場所

志願した高等学校

第十一 その他

- 一 入学者選抜の実施に關して必要な事項は、別に定める。
- 二 障害のある生徒の受検に際して必要な事項は、別に定める。
- 三 単位制による課程の第一次入学者選抜は、この告示を準用する。
- 四 この告示について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。

千葉県教育庁教育振興部学習指導課高等学校指導室

電話〇四三(二二三) 四〇五六

千葉県教育委員会告示第十号

県立中学校管理規則(平成十九年千葉県教育委員会規則第十六号)第二十五条の規定により、令和六年度千葉県県立中学校第一学年の生徒の募集及び入学者の決定の方法等について、次のとおり定めた。

令和五年六月二日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子

第一 募集

一 応募資格

次のいずれかに該当する者であること。

1 令和六年三月に小学校若しくは特別支援学校の小学部を卒業見込みの者又は義務教育学校の前期課程を修了見込みの者で、保護者(親権者又は後見人をいう。)とともに県内に居住するもの

2 志願する中学校の校長に志願の承認を特別に得た者

二 募集定員

1 千葉県立千葉中学校 八〇名

2 千葉県立東葛飾中学校 八〇名

第二 出願

一 提出書類

入学願書等

二 提出期間

令和五年十一月二十日(月曜日)から二十二日(水曜日)まで

三 提出先

志願する中学校の校長

第三 一次検査の実施及び二次検査受検候補者の決定

一 一次検査

1 検査の内容

適性検査

2 期日

令和五年十二月九日（土曜日）

3 場所
 (一) 千葉県立千葉中学校を受検する者 千葉県立千葉中学校及び千葉県立千葉高等学校
 (二) 千葉県立東葛飾中学校を受検する者 千葉県立東葛飾中学校及び千葉県立東葛飾高等学校

二 決定方法
 一次検査の結果を資料とし、各中学校の校長があらかじめ定めた方法により二次検査受検候補者を決定する。なお、二次検査受検候補者の人数は、それぞれ募集定員の四倍程度とする。

三 結果の発表
 1 日時
 令和五年十二月二十日（水曜日）午前九時

2 方法
 (一) 千葉県立千葉中学校の二次検査受検候補者に係る結果の発表 千葉県立千葉中学校の掲示板に掲示するとともに、同校のホームページに掲載する。
 (二) 千葉県立東葛飾中学校の二次検査受検候補者に係る結果の発表 千葉県立東葛飾中学校の掲示板に掲示するとともに、同校のホームページに掲載する。

3 その他
 二次検査受検候補者に決定した者に対し、二次検査受検候補者証明書を送付する。

第四 報告書、志願理由書等の提出
 一 提出書類
 報告書、志願理由書等

二 提出期間及び提出方法
 令和六年一月十日（水曜日）から十一日（木曜日）までに郵送により提出すること。

三 提出先
 志願した中学校の校長

第五 二次検査の実施及び入学許可候補者の内定
 一 二次検査
 1 検査の内容
 (一) 適性検査
 (二) 面接等各中学校の校長が別に定める検査

2 期日
 令和六年一月二十四日（水曜日）

3 場所
 (一) 千葉県立千葉中学校を受検する者 千葉県立千葉中学校及び千葉県立千葉高等学校
 (二) 千葉県立東葛飾中学校を受検する者 千葉県立東葛飾中学校及び千葉県立東葛飾高等学校

二 内定方法
 小学校、特別支援学校又は義務教育学校の校長から送付された報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、各中学校の校長があらかじめ定めた方法により、各中学校で行う学習活動への適性等を総合的に判定して、入学許可候補者を内定する。
 なお、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを内定のための資料に加えることができる。

三 結果の発表
 1 日時
 令和六年一月三十一日（水曜日）午前九時

2 方法
 (一) 千葉県立千葉中学校の入学許可候補者に係る結果の発表 千葉県立千葉中学校の掲示板に掲示するとともに、同校のホームページに掲載する。
 (二) 千葉県立東葛飾中学校の入学許可候補者に係る結果の発表 千葉県立東葛飾中学校の掲示板に掲示するとともに、同校のホームページに掲載する。

3 その他
 入学許可候補者に内定した者に対し、入学許可候補者内定通知書を送付する。

第六 入学許可候補者の決定
 一 提出書類
 入学確約書

二 提出期間及び提出方法
 令和六年一月三十一日（水曜日）及び二月一日（木曜日）の午前九時から午後四時までに持参すること。

三 提出先
 入学許可候補者に内定した中学校の校長

四 決定方法
 入学確約書を提出した者は、入学許可候補者に決定する。
 繰上げ入学許可候補者の決定

五 入学確約書提出者の人数が各中学校の募集定員に達しない場合は、令和六年二月五日（月曜日）までに、順次繰上げ入学許可候補者を決定する。

第七 その他

- 一 入学者決定検査の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- 二 障害のある児童の受検に際して必要な事項は、別に定める。
- 三 この生徒の募集及び入学者の決定の方法等について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。

千葉県教育庁教育振興部学習指導課義務教育指導室
電話〇四三（二二三）四〇五九

教育委員会教育長告示

千葉県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、千葉県奨学資金貸付条例（昭和四十年千葉県条例第四十三号）に基づく奨学資金貸付金返還金の収納事務を次のとおり委託した。

令和五年六月二日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

名称及び代表者の氏名	所 在 地	委 託 期 間
弁護士法人一番町総合法律事務所 代表社員 神崎浩昭	東京都千代田区紀尾井町三番一―号	令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

公 告

県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、旭市及び匝瑳市の一部を受益地域とする県営豊和地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）の訴えを提起することができる（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年六月二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 縦覧に供する書類の名称
県営豊和地区土地改良事業の換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
令和五年六月五日から三十日まで
- 三 縦覧場所
旭市役所及び匝瑳市役所

県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、旭市及び匝瑳市の一部を受益地域とする県営春海地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）の訴えを提起することができる（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 縦覧に供する書類の名称
県営春海地区土地改良事業の換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
令和五年六月五日から三十日まで
- 三 縦覧場所
旭市役所及び匝瑳市役所

県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、匝瑳市の一部を受益地域とする県営椿海地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、そ

の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、その決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年六月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

県営椿海地区土地改良事業の換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年六月五日から三十日まで

三 縦覧場所

匝瑳市役所

家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和五年六月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 開催日時

令和五年七月二五日（火曜日）及び二六日（水曜日） 午前八時三十分から午後五時二十分まで

二 開催場所

千葉市若葉区若松町四三二番地三五 千葉家畜市場

三 講習の内容

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
- 四 提出書類等

1 家畜商講習受講申請書

2 上半身正面脱帽写真（申請書提出前六箇月以内に撮影したもので、縦三十ミリメートル、横二十四ミリメートル）を申請書に貼り付けること。

3 講習手数料 三千五百円（千葉県収入証紙を申請書に貼り付けること。）

五 受講申請書の受付期間

令和五年六月二日（金曜日）から六月三十日（金曜日）まで

六 受講申請書の提出先

1 県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する農業事務所企画振興課に提出すること。

2 県外に住所を有する者は、千葉県農林水産部畜産課に提出すること。

七 その他

詳細については、千葉県農林水産部畜産課又は各農業事務所企画振興課に問い合わせる。

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けられるものとする。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年6月2日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 県立特別支援学校固定式無線LANアクセスポイント貸借一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和11年1月31日まで（貸借期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日までとし、その前の期間は導入の期間とする。）

(4) 履行場所 千葉県教育委員会教育長が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

（日曜日）（金曜日）
令和5年6月2日

<p>者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) 調達案件に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8662 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課教育課程指導室 電話043（223）4073</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年6月2日から6月30日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年7月12日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年7月12日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年7月13日午前10時 千葉県庁中庁舎8階 特別支援教育課</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県教育委員会教育長から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p>	<p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年6月30日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年6月30日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県教育委員会教育長が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Wireless LAN access points for special needs education school students (Iset) (Rental)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 12 July, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Special Needs Education Division, Educational Promotion Department, Chiba Prefectural Board of Education, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8662, Japan TEL 043-223-4073</p>
--	--

（日曜日）（金曜日）
令和5年6月2日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和 5 年 6 月 2 日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
その 1

①再生 P P C 用紙 A 4 判 予定数量 4 0 , 5 0 0 箱 (2 , 5 0 0 枚 / 箱) ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目 9 番 1 号 ③令和 5 年 3 月 2 9 日 ④西ノ宮株式会社千葉支店 千葉市緑区古市場町 4 7 4 番地 2 6 0 ⑤ 1 箱当たり 1 , 8 7 2 . 2 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 5 年 2 月 1 4 日
その 2

① P X - 1 0 5 用インクカートリッジ (4 色パック) ほか 2 3 品目 予定数量 1 2 , 9 9 0 個 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目 9 番 1 号 ③令和 5 年 3 月 3 0 日 ④ N E C フォールディング株式会社千葉支店 千葉市中央区弁天一丁目 1 5 番 3 号 ⑤ 4 5 , 6 2 7 , 4 3 9 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 5 年 2 月 1 7 日
その 3

①再生 P P C 用紙 A 3 判ほか 9 4 品目 予定数量 8 0 , 9 6 0 点 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目 9 番 1 号 ③令和 5 年 3 月 3 0 日 ④有限会社カソダ事務機 千葉市緑区普田町二丁目 2 1 番地 ⑤ 5 3 , 8 7 8 , 0 4 4 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 5 年 2 月 1 7 日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和 5 年 6 月 2 日

千葉県救急医療センター病院長 宮田 昭宏

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①千葉県救急医療センターで使用する電力 予定使用電力量 2 , 1 0 9 , 0 0 0 キロ

ワット時 ②千葉県救急医療センター事務局 千葉市美浜区磯辺三丁目 3 2 番 1 号 ③令和 5 年 4 月 1 日 ④東京電力パワーグリッド株式会社 千葉市中央区富士見二丁目 9 番 5 号 ⑤ 7 3 , 6 4 0 , 2 2 2 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 3 7 2 号) 第 1 1 条第 1 項第 1 号

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和 5 年 6 月 2 日

千葉県循環器病センター病院長 中村 精岳

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①千葉県循環器病センター給食業務に係る給食材料 ②千葉県循環器病センター事務局 市原市鶴舞 5 7 5 番地 ③令和 5 年 4 月 1 日 ④日清医療食品株式会社 千葉市中央区新町 1 , 0 0 0 番地 ⑤ 3 5 , 4 9 2 , 3 4 7 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 3 7 2 号) 第 1 1 条第 1 項第 1 号

購読料

本号

一部

四二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八